

第二次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画

平成22年(2010年)3月

箕面市

はじめに

最近の経済情勢悪化のなか、子育てと生計の維持という二重の役割を担っていかねばならないひとり親家庭等を取り巻く環境は、従来にも増して厳しい状況下にあります。

とりわけ、母子家庭においては、不安定な就業形態が多く、就労収入は、低い水準にとどまっており、安定した仕事に就いて経済的に自立することが、子どもの養育上も重要であり、就業支援を中心とした自立支援策の充実がこれまで以上に求められています。

一方、父子家庭においては、子育てと仕事を両立させるために働き方を制限せざるを得ないなど、就業形態が不安定になってきております。さらに、寡婦においても高齢による経済的不安や健康不安を抱えている人が多くなっています。

このため、箕面市では、平成17年3月に策定しました「箕面市母子家庭等自立促進計画」の5年間の計画期間が終了するにあたり、「情報提供・相談体制の整備」「就業による自立に向けた支援」「子育て支援、生活支援」「生活の安定を図る支援」「人権尊重の社会づくり」を施策の基本方向に、ひとり親家庭等のニーズに対応した総合的自立促進計画を策定いたしました。

ひとり親家庭等は、経済的、社会的、精神的に不安定な状況におかれやすく、そのことが子どもの生活環境を大きく変化させるものとなり、子どもは成長過程において様々な問題に直面します。その状況を的確に把握し、総合的な支援策を展開する必要があります。そのためには、各関係機関が情報を共有しながら、協力しあい、ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、連携して対応することが望まれます。

本計画を策定するにあたり、平成20年8月に母子、父子、寡婦家庭の方々にご協力をいただきアンケート調査を実施し、現状と意向を客観的に把握するとともに、箕面市子ども育成推進協議会委員の皆様をはじめ、各関係者の方々のご意見を拝聴させていただき、本計画を策定することができましたことを、心から感謝申し上げます。

ひとり親家庭等の自立をめざし安心して暮らせるよう計画の推進に努力してまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年（2010年）3月

箕面市長 倉田 哲郎

—目次—

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけと期間.....	1
3. 計画の対象.....	1
第2章 ひとり親家庭等を取りまく現状と課題	2
1. ひとり親家庭等を取りまく現状	2
(1) 回答者の属性.....	2
(2) 仕事と収入の状況	3
(3) 就労にあたっての支援について	6
(4) 住まいの状況.....	8
(5) 養育費について	9
(6) 施設や制度の認知度・利用度.....	11
(7) 困りごと、相談先、望む支援策.....	13
2. ひとり親家庭等に関する事業の取り組み状況と課題	15
(1) 情報提供・相談体制の整備	15
(2) 就業による自立に向けた支援.....	16
(3) 子育て支援、生活支援	16
(4) 生活の安定を図る支援	17
(5) 人権尊重の社会づくり	17
第3章 計画の理念と施策の基本方向.....	18
1. 計画の理念.....	18
2. 施策体系図.....	19
第4章 施策の展開	20
1. 施策の基本方向と主な事業	20
(1) 情報提供・相談体制の整備	20
(2) 就業による自立に向けた支援.....	21
(3) 子育て支援、生活支援	23
(4) 生活の安定を図る支援	25
(5) 人権尊重の社会づくり	27

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

箕面市では、平成17年3月「箕面市母子家庭等自立促進計画」を策定し、母子家庭等の自立促進に向けて、総合的な施策に取り組んできました。

近年、離婚等の理由により、母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭が増加していますが、就業、子育て、家事等をひとりで担っているため、精神的、肉体的な負担が大きいものとなっています。

また、寡婦家庭についても、高齢化による健康面や、収入面での不安を抱えている人も多く、ひとり親家庭と同様、多様化するニーズに応じた支援が求められています。

さらにここ数年は、厳しい雇用・経済情勢を背景として、ひとり親家庭等を取り巻く環境は以前にも増してますます厳しい状況となってきています。

特に、一昨年秋に発生した世界的な同時経済不況の影響で、国内の経済情勢が急激に悪化し、解雇や就労時間の縮小による収入の減少といった、深刻な影響が出ています。

市としましては、このようなひとり親家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、ひとり親家庭等の自立を促進するための支援のあり方及び方向性を示すとともに、総合的な事業展開を図るため、「第二次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけと期間

この計画は、母子及び寡婦福祉法第12条に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」とし、同法第11条の「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を受けて策定するものです。

母子及び寡婦福祉法及び、「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画」を踏まえ、箕面市のひとり親家庭等の自立支援に関する各種施策を総合的・計画的に推進するための指針となるものであり、「箕面市次世代育成支援行動計画（後期計画）」と整合を図り策定します。

この計画の運営期間は、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までの5年間とします。

3. 計画の対象

この計画は、箕面市内の母子家庭、父子家庭、寡婦家庭を対象とします。

計画中の標記については、「ひとり親家庭等」は母子家庭・父子家庭及び寡婦家庭を、「ひとり親家庭」は母子家庭・父子家庭をそれぞれ指すものとして表現しています。また、この計画における「寡婦家庭」とは、配偶者がおらず、かつて配偶者のいない状態で、20歳未満の子どもを養育していたことのある女子のことを意味します。

なお、ひとり親家庭の子どもを含め、全ての子どもとその親（保護者）を対象とする施策については、「箕面市次世代育成支援行動計画（後期計画）」で定めていますが、この計画における施策の中にも一部分含まれているものがあります。

第2章 ひとり親家庭等を取りまく現状と課題

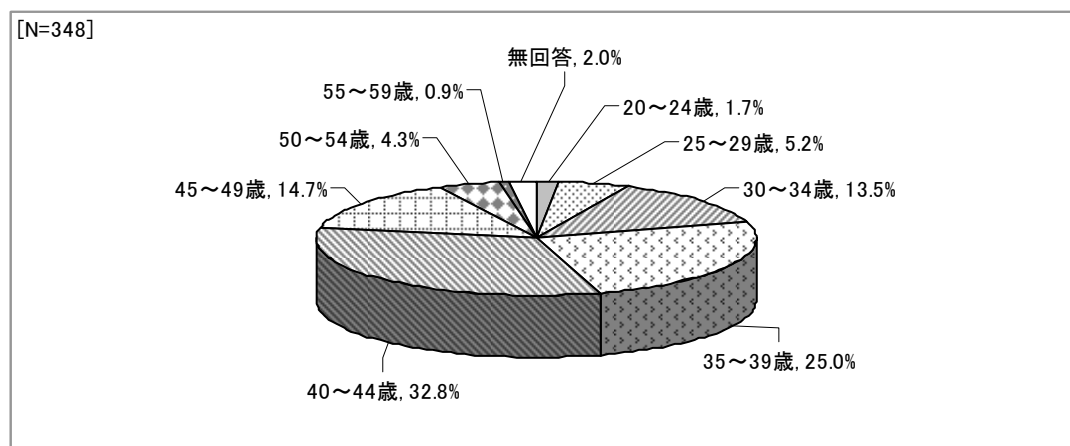
1. ひとり親家庭等を取りまく現状

母子家庭の現状やニーズを、「箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査／箕面市」（平成20年度）において、父子家庭の現状やニーズを「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査／大阪府」（平成20年度）において聞いたところ、以下のような結果となりました。

(1) 回答者の属性

母子家庭の母の年齢は、割合の高い順に、「40～44歳」（32.8%）、「35～39歳」（25.0%）となっており、あわせると約6割の母親が30代後半～40代前半となっています。

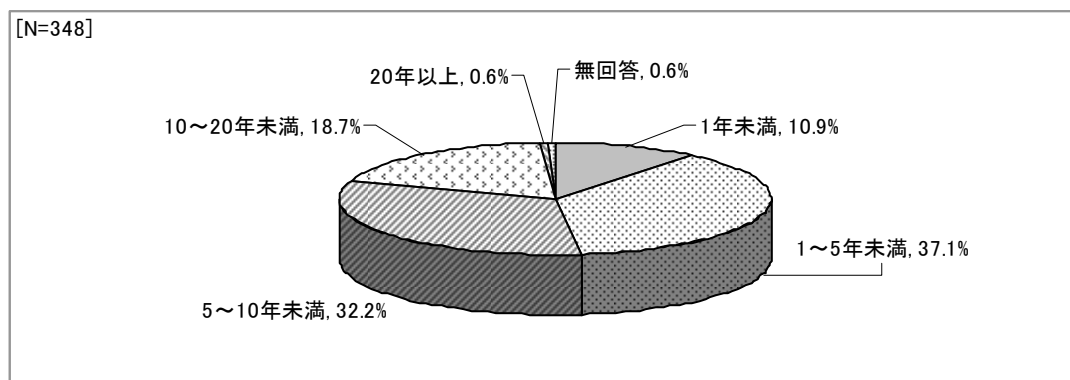
図表 1 【母子家庭】母の年齢



出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭になってからの年数は、割合の高い順に、「1～5年未満」（37.1%）、「5～10年未満」（32.2%）となっています。

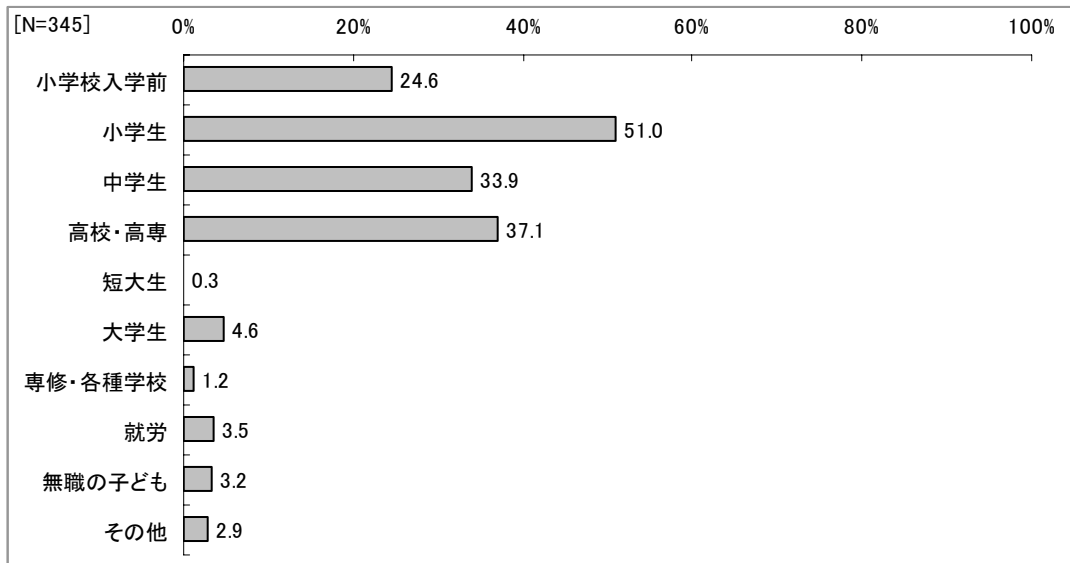
図表 2 【母子家庭】ひとり親家庭になってからの年数



出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭の子どもの就学・就労状況をみると、「小学生」（51.0％）の割合が最も高く、約半数を占めています。次いで、「高校・高専」（37.1％）が約4割、「中学生」（33.9％）が約3割となっています。

図表 3 【母子家庭】子どもの就学・就労状況

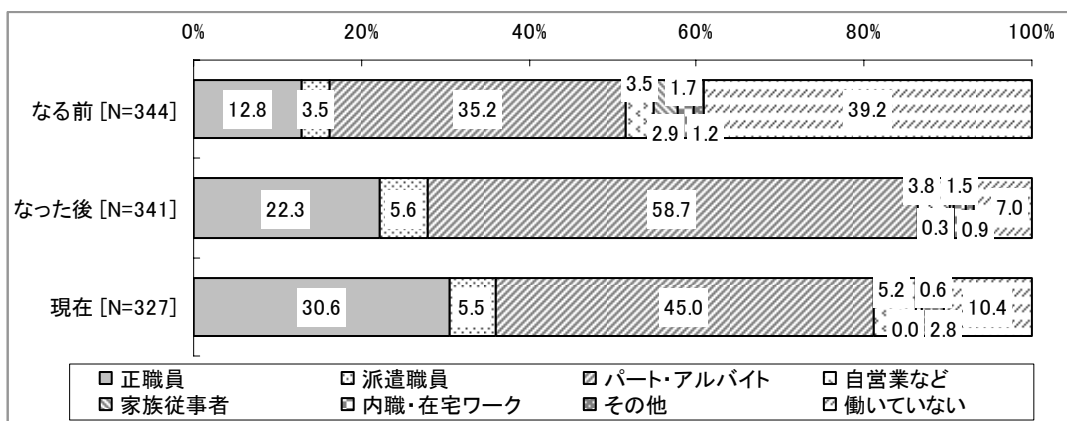


出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

(2) 仕事と収入の状況

ひとり親家庭になる前の仕事、なった後の仕事、現在の仕事をみると、母子家庭では、なる前は、「働いていない」の割合が最も高く 39.2%、ついで「パート・アルバイト」の割合が高く 35.2%となっています。なった後では、全体的に働いている人の割合が高くなり、「パート・アルバイト」（58.7%）、「正職員」（22.3%）の順に高い割合となっています。現在では、「パート・アルバイト」の割合が低くなり 45.0%、「正職員」の割合が高くなり 30.6%となっています。ひとり親家庭になったことで、働かなくてはいけなくなり、また、生活を安定させるためには、非正規雇用よりも正規雇用が望ましいということが背景にあるといえます。

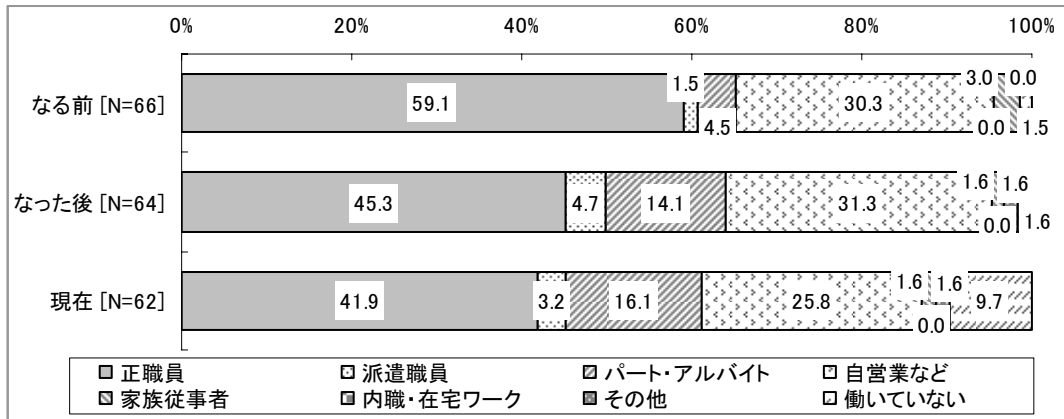
図表 4 【母子家庭】ひとり親家庭になる前の仕事、なった後の仕事、現在の仕事



出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

一方、父子家庭では、なる前、なった後、現在ともに、「正職員」、「自営業など」の順に高い割合となっているものの、なる前からなった後、現在になるにつれ、その割合は低くなっています。一方で、「パート・アルバイト」の割合が高くなり、なる前では4.5%だったのが、なった後では14.1%、現在では16.1%となっています。また、現在では「働いていない」の割合が、なる前、なった後よりも高く9.7%となっています。母子家庭とは異なり、ひとり親家庭になったことで、仕事と子育てを両立するために、正規雇用から非正規雇用、もしくは退職するという選択をせざるを得ないという状況が推察されます。

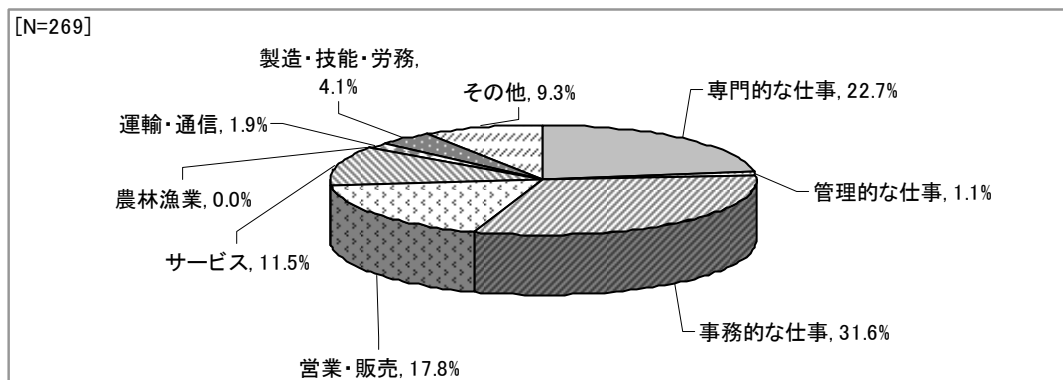
図表 5 【父子家庭】ひとり親家庭になる前の仕事、なった後の仕事、現在の仕事



出典) 第二次大阪府母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭の現在の職種をみると、「事務的な仕事」(31.6%)、「専門的な仕事」(22.7%)、「営業・販売」(17.8%)の順に高い割合となっています。

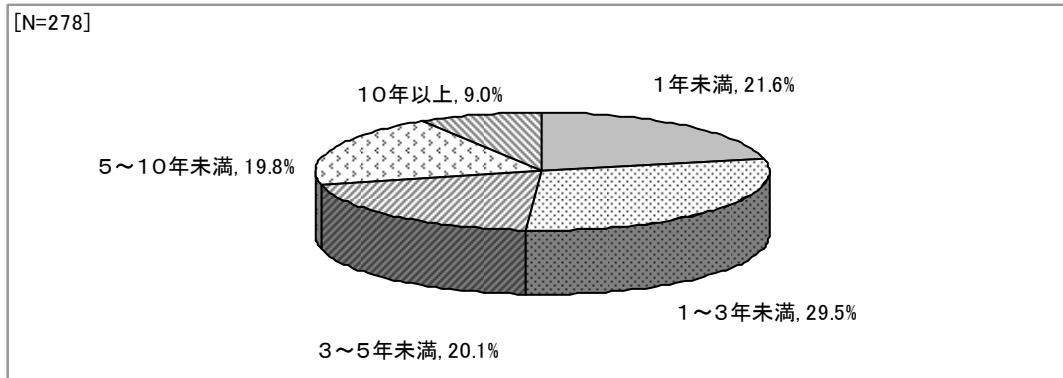
図表 6 【母子家庭】現在の職種



出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭の現在の仕事の勤続年数をみると、「1～3年未満」（29.5%）、「1年未満」（21.6%）の順に高い割合となっており、約半数が3年未満と年数が浅くなっています。ひとり親家庭になったことで、それまで働いていなかった人が職についたことが影響していると考えられます。

図表 7 【母子家庭】現在の仕事の勤続年数

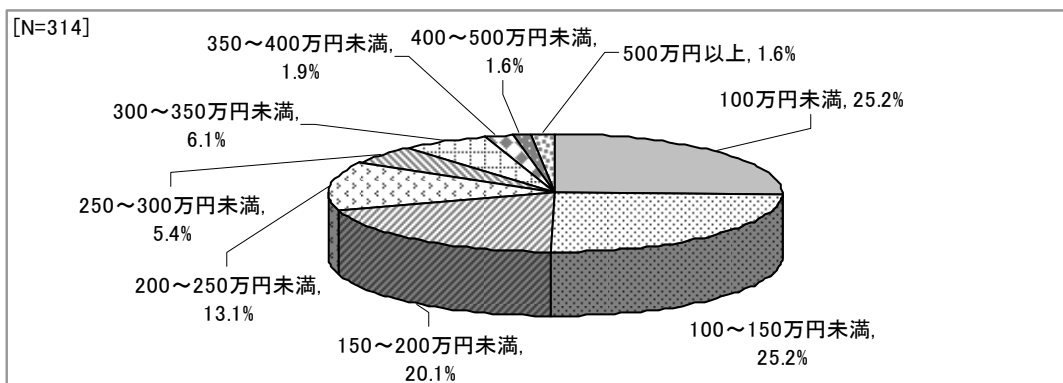


出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭の総収入（年収）は、「100万円未満」、「100～150万円未満」（いずれも25.2%）の割合が最も高く、次いで、「150～200万円未満」（20.1%）の割合が高くなっています。これらをあわせると、約7割の人の総収入が200万円未満になっていることがわかります。

年間の平均収入を、全世帯と母子家庭、父子家庭で比較すると、「平成18年度全国母子家庭等調査／厚生労働省」（平成18年度）によれば、母子家庭213万円は全世帯564万円の半分以下となっています。また、父子家庭は421万円と母子家庭よりは高いものの、全世帯に比べると低くなっており、経済的な安定は母子家庭・父子家庭、共通する課題といえます。

図表 8 【母子家庭】総収入（年収）



出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

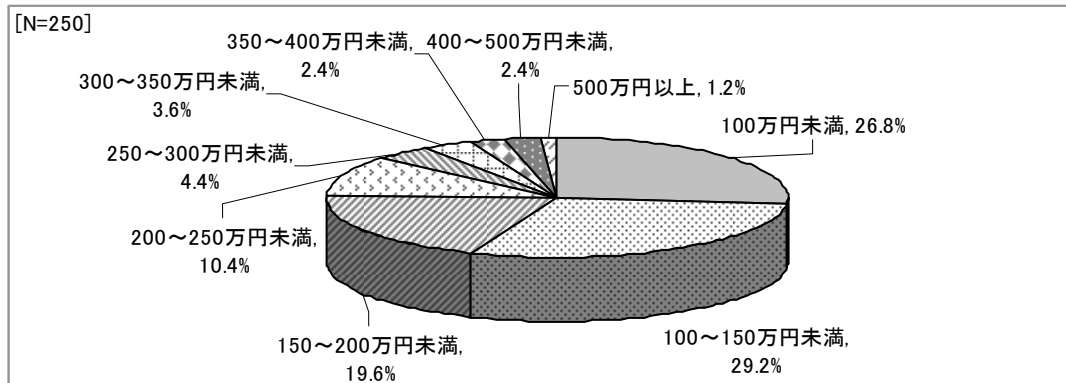
図表 9 全世帯・母子家庭・父子家庭の平均年間収入の比較

全世帯	母子家庭	父子家庭
564万円	213万円	421万円

出典) 全国母子家庭等調査／厚生労働省, 平成18年度

母子家庭の就労収入（年収）は、「100～150万円未満」（29.2%）、「100万円未満」（26.8%）、「150～200万円未満」（19.6%）の順に高い割合となっています。これらをあわせると、約7.5割の人の就労収入が200万円未満になっていることが分かります。先ほどの総収入と合わせてみると、収入の大半は就労によるものであり、生活の安定のためには、より高い就労収入が確保できる職を見いだす必要があるといえます。

図表 10 【母子家庭】就労収入（年収）

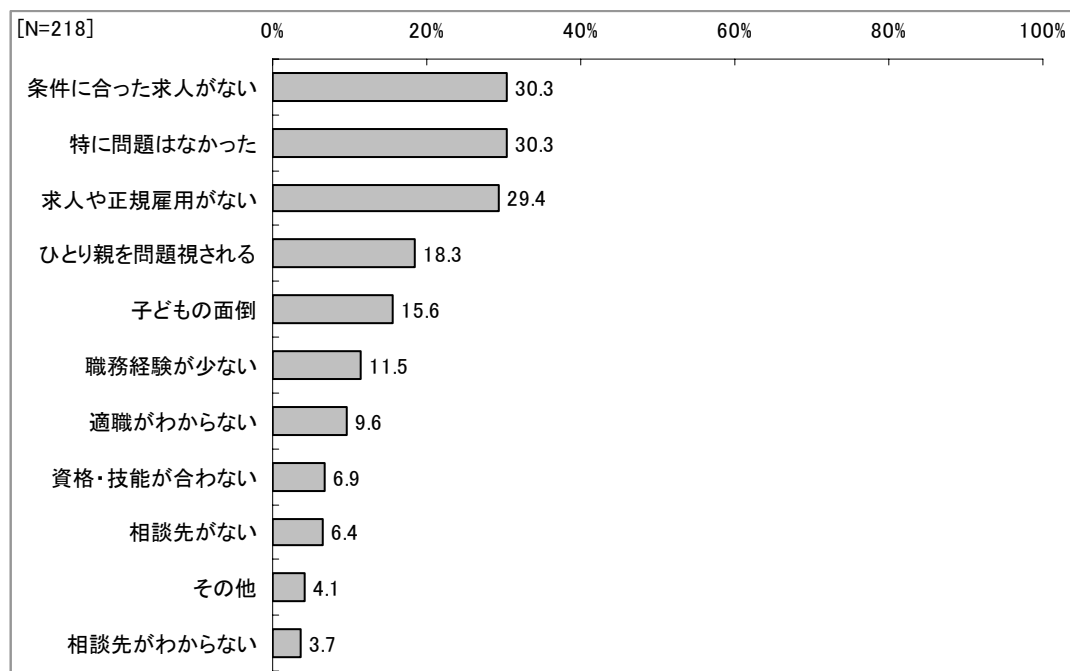


出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

(3) 就労にあたっての支援について

母子家庭の求職または転職活動上の問題点を聞いたところ、何らかの問題点を答えた人の中では、「条件に合った求人がない」（30.3%）、「求人や正規雇用がない」（29.4%）の順に高い割合となっており、求人について問題点を感じている人が多くなっています。また、「特に問題はなかった」という人も多く30.3%となっています。

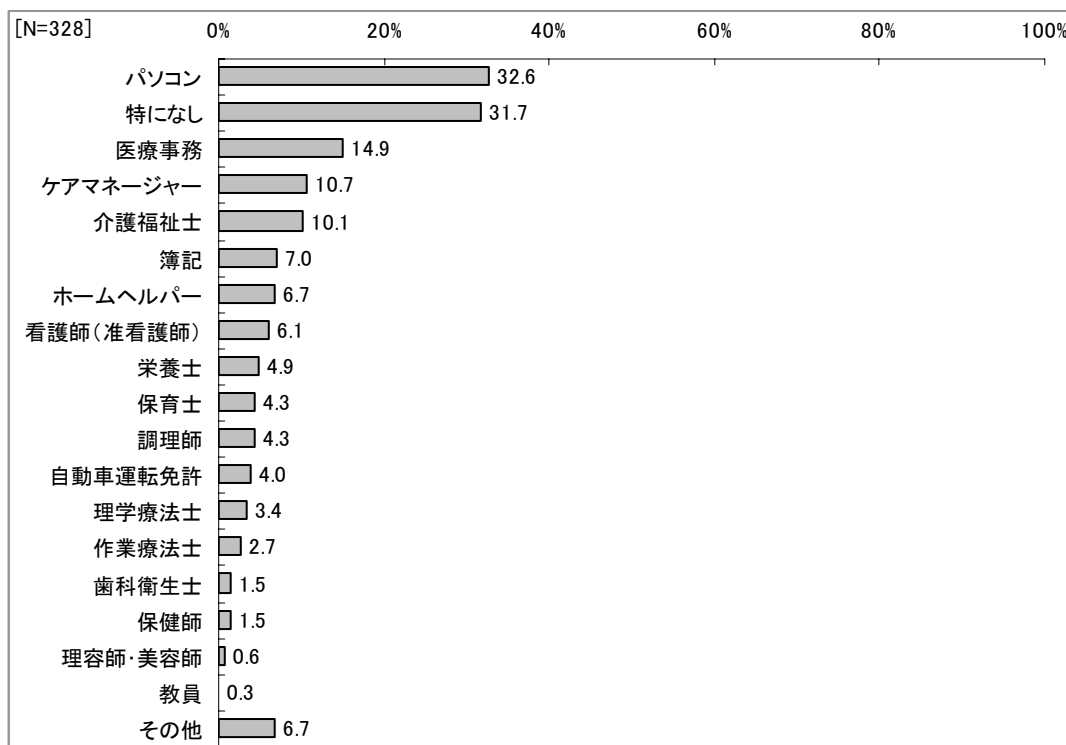
図表 11 【母子家庭】求職または転職活動上の問題点



出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭が今後取得したい資格・技能を聞いたところ、何らかの資格・技能を回答した人の中では、「パソコン」の割合が最も高く 32.6%となっています。これに次いで、「医療事務」(14.9%)、「ケアマネージャー」(10.7%)、「介護福祉士」(10.1%)の順に高い割合となっており、パソコン以外では、医療福祉関係の資格・技能を取得したい人が多いことが分かります。また、「特になし」という人の割合も高く 31.7%となっています。

図表 12 【母子家庭】今後取得したい資格・技能

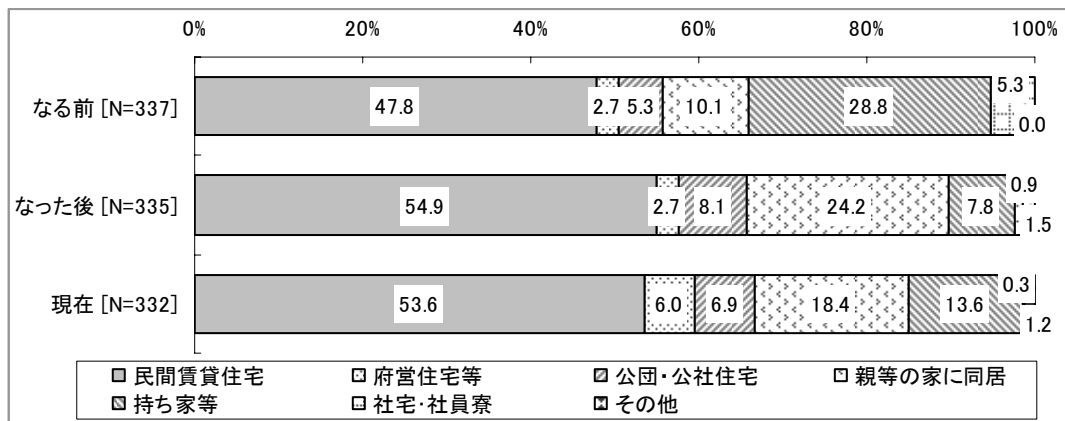


出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

(4) 住まいの状況

母子家庭において、ひとり親家庭になる前、なった後での、現在の住まいについてみると、いずれも、「民間賃貸住宅」の割合が最も高くなっています。それ以外についてみると、なる前では「持ち家等」の割合が高く 28.8%となっているのに対し、なった後、現在では「親等の家に同居」の割合が高くなり、なった後では 24.2%、現在では 18.4%となっています。ひとり親家庭になったことで、持ち家を出ることになり、子育てと仕事の両立や経済的な安定を図るために親等の家に同居する人がいることが推察されます。

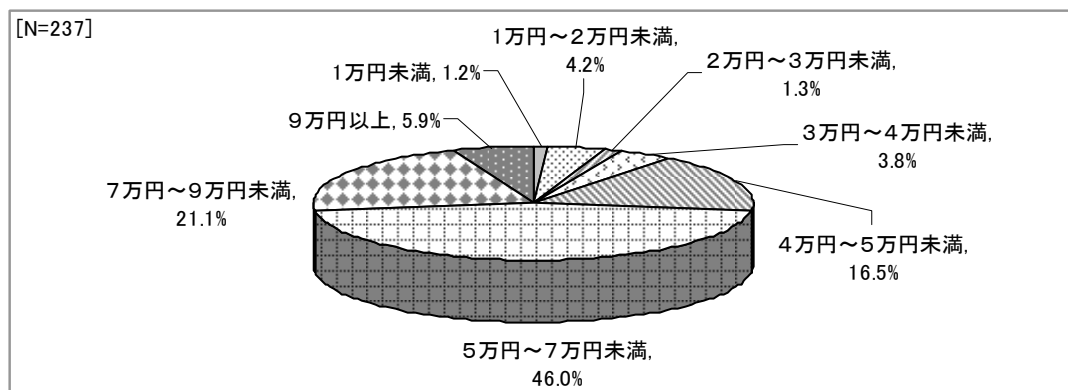
図表 13 【母子家庭】ひとり親家庭になる前の住まい、なった後の住まい、現在の住まい



出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭の1ヶ月の家賃をみると、「5万円～7万円未満」の割合が最も高く 46.0%、次いで、「7万円～9万円未満」(21.1%)、「4万円～5万円未満」(16.5%)の順に高い割合となっています。これらをあわせると、約8割の人の1ヶ月の家賃が4万円～9万円未満となっています。

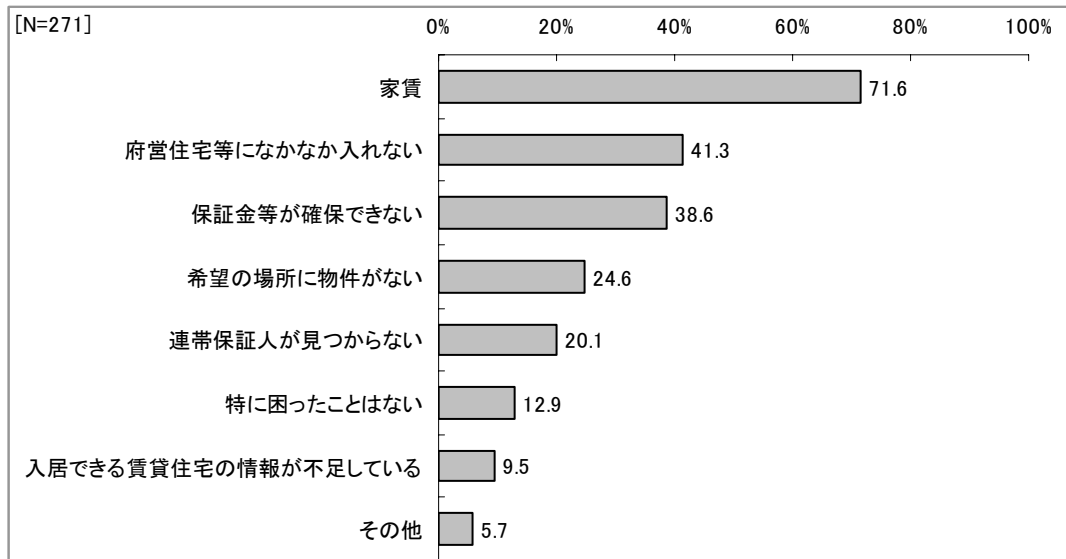
図表 14 【母子家庭】1ヶ月の家賃



出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭の住居を探すときや入居のときの困りごととしては、「家賃」の割合が最も高く71.6%となっています。次いで、「府営住宅等になかなか入れない」（41.3%）、「保証金等が確保できない」（38.6%）の順に高い割合となっており、金銭面での困りごとを抱えている人が多いことが分かります。

図表 15 【母子家庭】住居を探すときや入居のときの困りごと

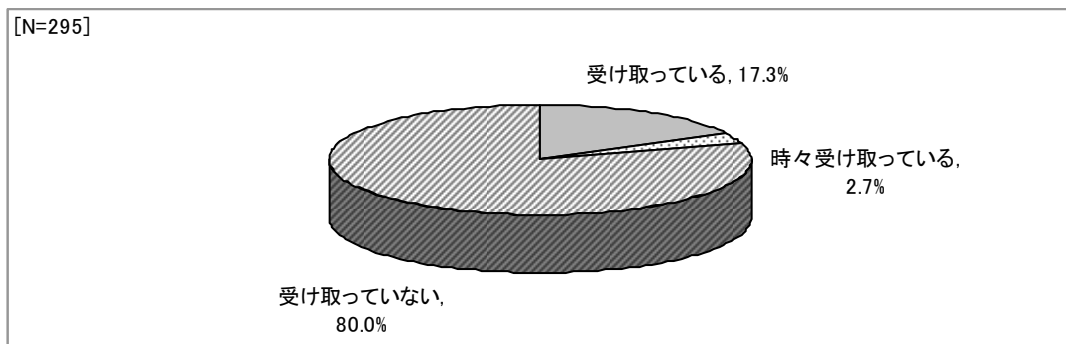


出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

(5) 養育費について

母子家庭の養育費の受給経験をみると、「受け取っていない」という人の割合が最も高く80.0%となっています。一方、受け取っている人の割合は、「受け取っている」（17.3%）と「時々受け取っている」（2.7%）の割合をあわせても20.0%となっています。多くの人が養育費を受け取っていないことが分かります。また、養育費の合計月額平均は、50,556円となっています。

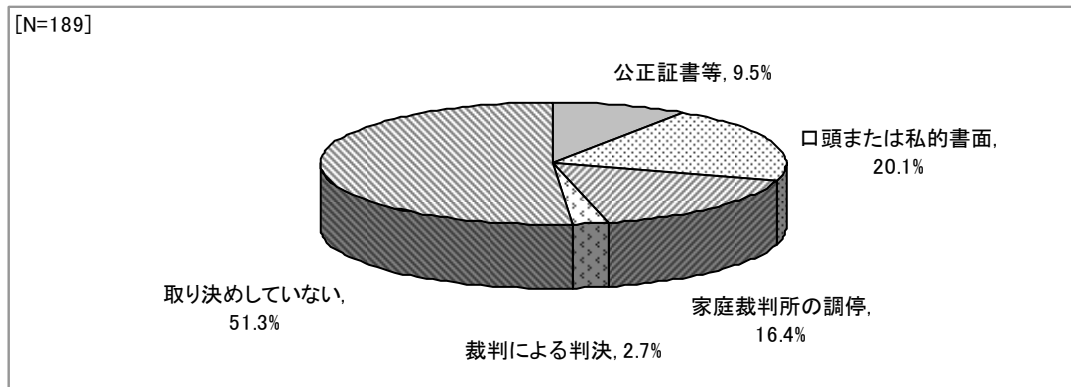
図表 16 【母子家庭】養育費の受給経験



出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭の養育費についての取り決め方法をみると、「取り決めていない」という人の割合が最も高く 51.3%となっています。取り決めている人の中でも、「口頭または私的書面」(20.1%)という人の割合が最も高くなっています。養育費を受け取っていない人が多いのは、正式な書面に基づいて取り決めていない人が少ないことが影響していると考えられます。

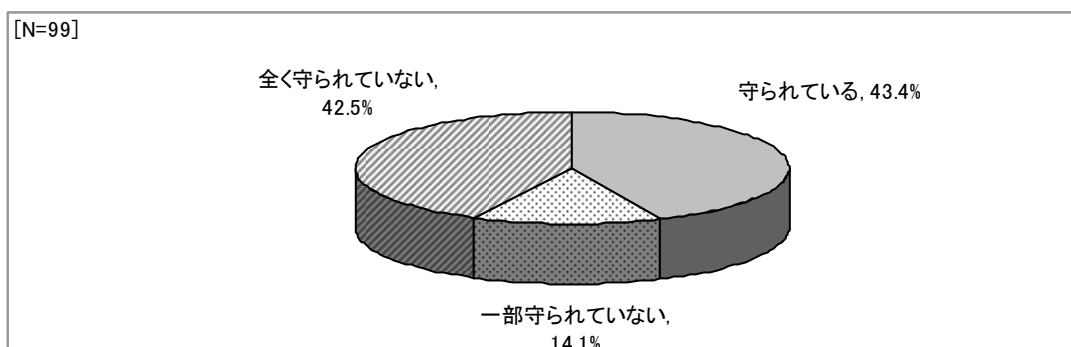
図表 17 【母子家庭】養育費についての取り決め方法



出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭の養育費の取り決めの遵守状況については、「守られている」という人の割合は 43.4%であるのに対し、守られていないという人の割合は、「全く守られていない」(42.5%)と「一部守られていない」(14.1%)をあわせると、56.6%となっています。守られていない人の方が多い実態となっています。

図表 18 【母子家庭】取り決めの遵守状況



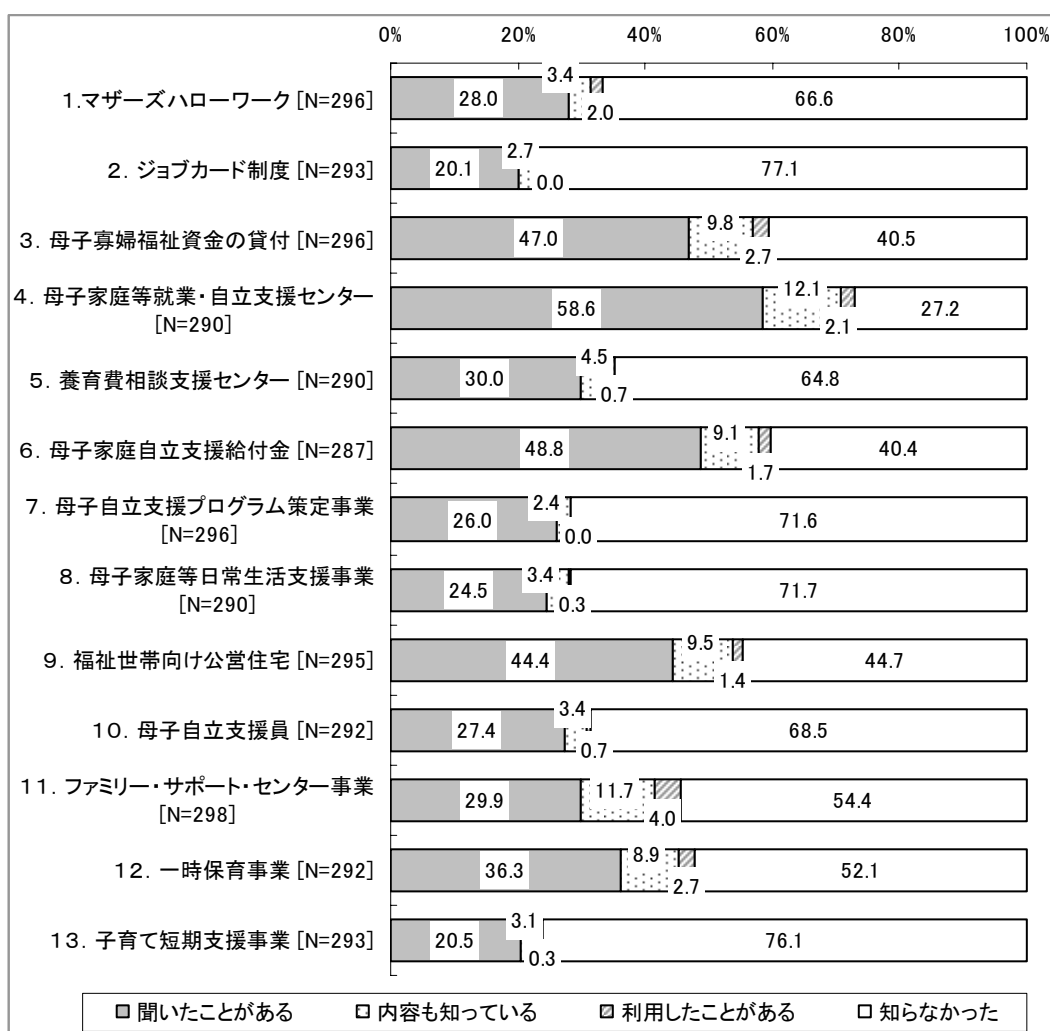
出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

(6) 施設や制度の認知度・利用度

ひとり親家庭等に関する施設や制度について、母子家庭の「聞いたことがある」「内容も知っている」「利用したことがある」の割合をあわせて認知度をみると、「3. 母子寡婦福祉資金の貸付」「4. 母子家庭等就業・自立支援センター」「6. 母子家庭自立支援給付金」「9. 福祉世帯向け公営住宅」で認知度が高く5.5～7割となっています。一方、「2. ジョブカード制度」「7. 母子自立支援プログラム策定事業」「8. 母子家庭等日常生活支援事業」「13. 子育て短期支援事業」では認知度が低く、2～3割となっています。

次に、「利用したことがある」の割合から利用度をみると、いずれの事業も5%未満となっています。中でも、認知度の低い、「2. ジョブカード制度」「7. 母子自立支援プログラム策定事業」「8. 母子家庭等日常生活支援事業」「13. 子育て短期支援事業」では、利用度も低く、0.0～0.3%となっています。「11. ファミリー・サポート・センター事業」は、比較的利用度が高くなっています。

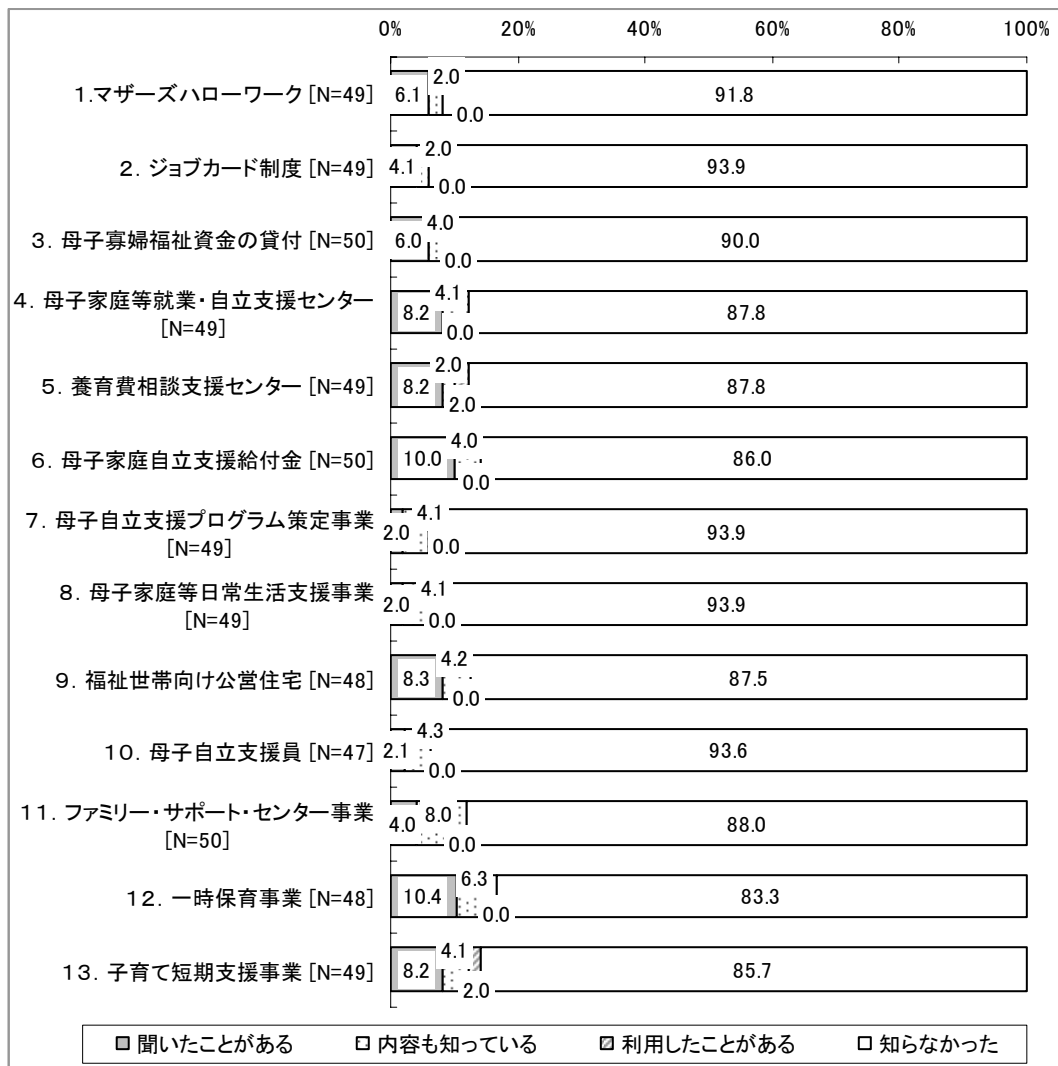
図表 19 【母子家庭】施設や制度の認知度・利用度



出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

一方、父子家庭では、全体的に「知らなかった」の割合が母子家庭に比べて高く、いずれの施設・制度においても、「知らなかった」の割合は、8割以上となっています。「聞いたことがある」「内容も知っている」「利用したことがある」の割合をあわせた認知度は、「6. 母子家庭自立支援給付金」「12. 一時保育事業」「13. 子育て短期支援事業」で比較的高く、「2. ジョブカード制度」「7. 母子自立支援プログラム策定事業」「8. 母子家庭等日常生活支援事業」「10. 母子自立支援員」で低くなっています。「利用したことがある」の割合から利用度をみると、いずれの事業も 0.0~2.0%となっています。父子家庭が対象とならない施設や制度もあるものの、全体的に利用が進んでいないといえます。

図表 20 【父子家庭】施設や制度の認知度・利用度



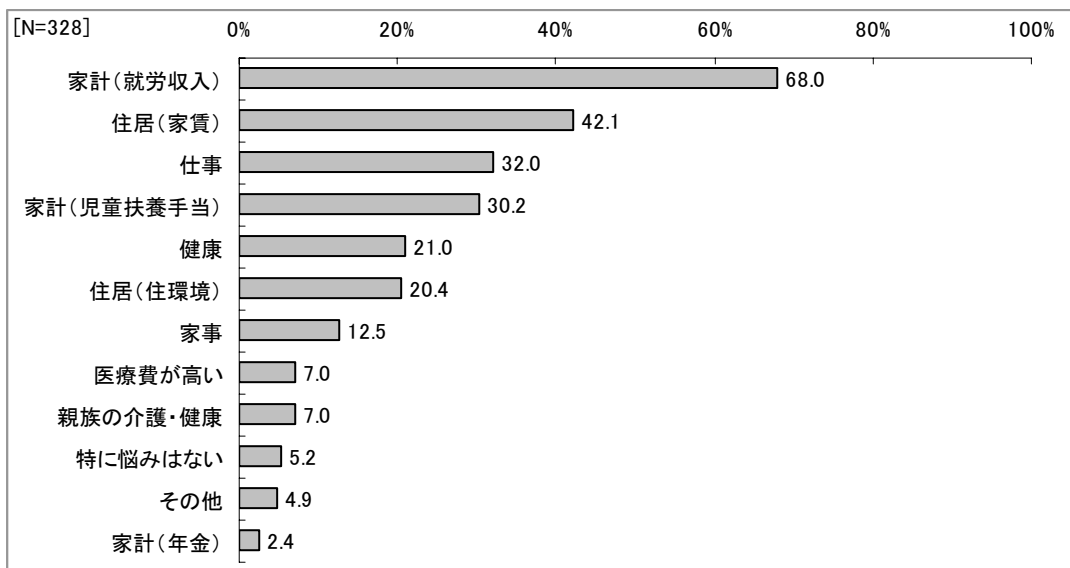
出典) 第二次大阪府母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

(7) 困りごと、相談先、望む支援策

母子家庭の母の困りごとをみると、「家計（就労収入）」の割合が最も高く 68.0%となっています。次いで、「住居（家賃）」（42.1%）、「仕事」（32.0%）、「家計（児童扶養手当）」（30.2%）の順に高くなっています。経済的なことが主な困りごとになっているといえます。

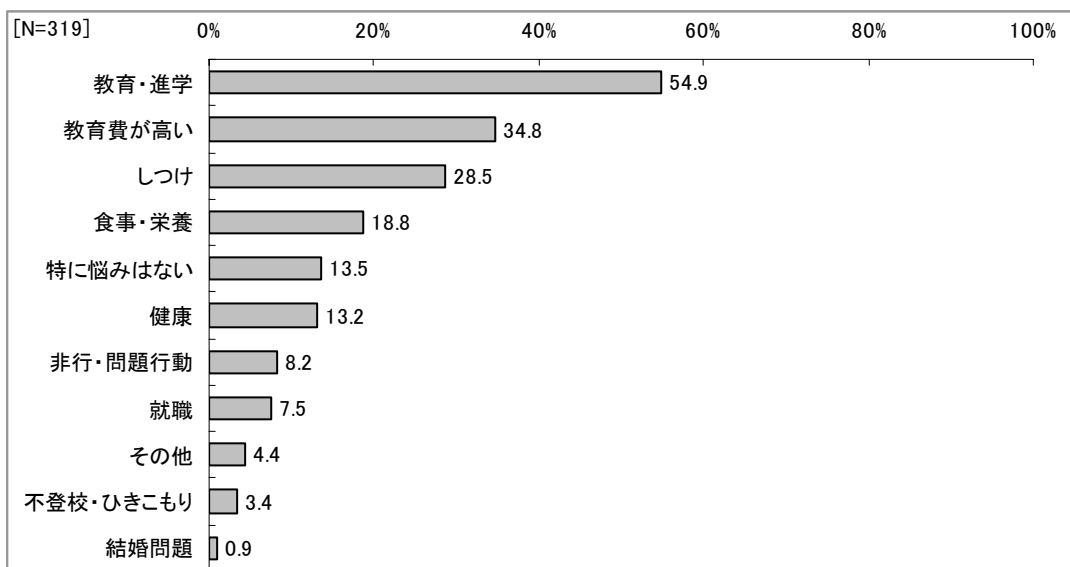
一方、子どものことでの困りごととしては、「教育・進学」の割合が最も高く 54.9%となっています。次いで、「教育費が高い」（34.8%）、「しつけ」（28.5%）の順に高くなっています。教育に関することが主な困りごとになっているといえます。

図表 21 【母子家庭】ご自身の困りごと



出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

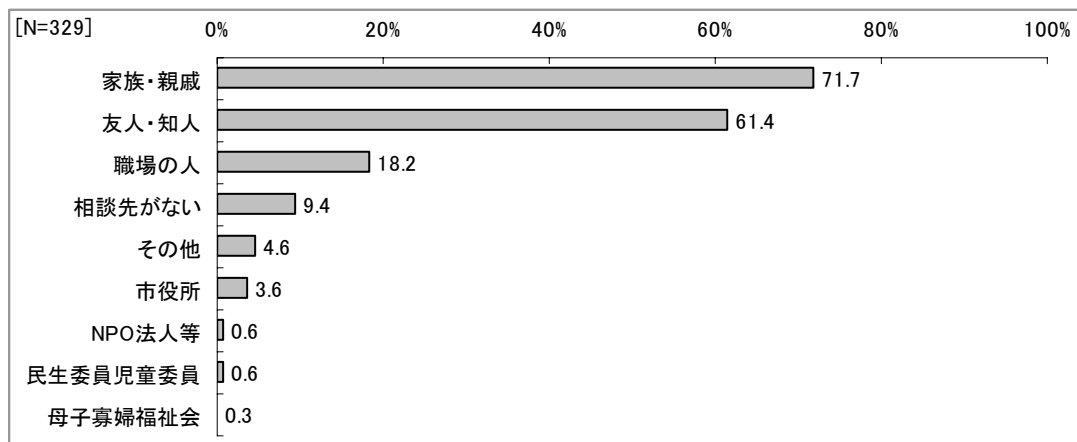
図表 22 【母子家庭】子どものことでの困りごと



出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭で困ったことがあるときの相談先をみると、「家族・親戚」の割合が最も高く71.7%、次いで、「友人・知人」の割合が高く61.7%となっています。家族や親しい人に相談する人が多いことが分かります。一方で、「相談先がない」（9.4%）という人も約1割います。

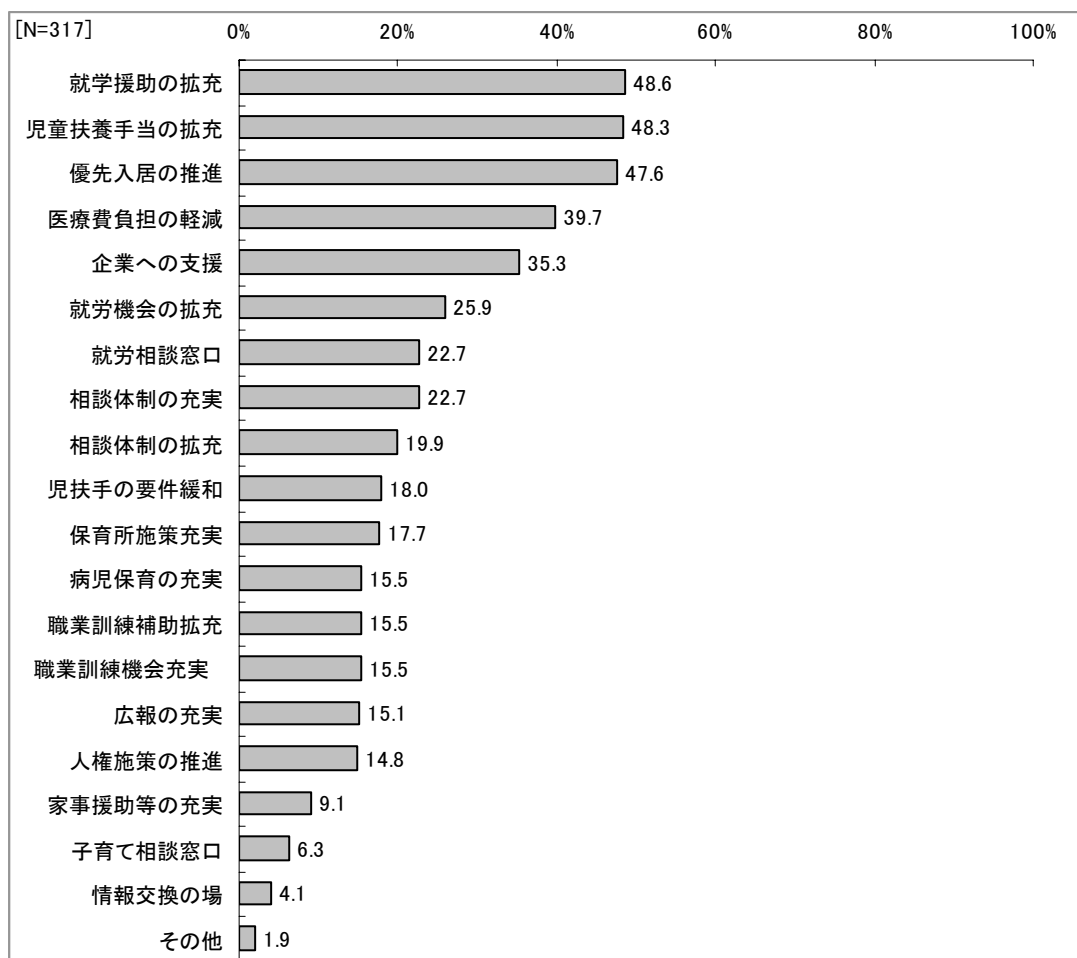
図表 23 【母子家庭】困ったことがあるときの相談先



出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

母子家庭が自立や生活安定のために望む支援策としては、「就学援助の拡充」（48.6%）、「児童扶養手当の拡充」（48.3%）、「優先入居の推進」（47.6%）の割合が高くなっています。全体的に経済的な安定を図るための支援策を望む人が多いことが分かります。

図表 24 【母子家庭】自立や生活安定のために望む支援策



出典) 箕面市母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査, 平成20年度

2. ひとり親家庭等に関する事業の取り組み状況と課題

(1) 情報提供・相談体制の整備

ひとり親家庭は、子育てをしながら、生計の維持という二重の負担を抱えながら、毎日の生活の中で、様々な問題に直面し、不安や心配事を抱えています。アンケート調査結果によると、母子家庭の生活上の悩みは、就労収入など家計のことが第1位で、2位が住居（家賃）、3位が仕事、ついで家計（児童扶養手当）となっています。子どものことについての悩みは、教育・進学が1位、2位が教育費が高いこと、3位がしつけ、ついで、食事・栄養となっています。何か問題に直面した時に、利用できる制度や社会的資源について情報を得ることはとても大切です。「みのお子育てガイドブック」には、子どもが生まれる前から、成人するまでの子育てに関する制度や福祉サービスについて情報提供をするとともに、ひとり親家庭等の利用できる制度もまとめて紹介し、あらゆる機会を通じて広く配布しています。

しかし、アンケート調査結果によると、制度の認知度はまだまだ低く、特に父子家庭においては、母子家庭や寡婦家庭と比べてさらに低くなっています。このことから、ひとり親家庭に対する情報提供をさらに充実させていく必要があります。

母子家庭に対しては、母子自立支援員による母子相談や、男女協働参画課による女性相談を行っています。母子相談件数は年々増加していますが、アンケート調査結果によると、母子相談を利用したことがある人は、きわめて低くなっています。母子家庭の困ったことがある時の相談相手として最も多かったのは、家族・親戚でした。ついで友人・知人となっています。その他を合わせ、何らかの相談先を持っている人が大半を占めていましたが、相談先が無いと回答した人も約1割いることから、身近な相談窓口があることを広く周知していくことが重要です。母子相談においては、生活全般に関わる総合的相談としての働きを担うとともに、子育てを含めた諸問題の解決に向けた、自立を支援するための重要な役割を担っています。一人ひとりの状況に応じた適切な情報提供を行っていくとともに、関係機関や専門機関等との連携を強化し、適切に支援機関等につなぐ等、相談体制の充実を図ることが必要です。

また、ひとり親家庭が経済的に自立し、その児童が健やかに成長するためには、養育費の確保は重要です。しかし、アンケート調査結果によると、母子家庭では養育費を受け取っていない人が大半を占めています。その背景として、「相手に支払う能力がないと思った」、「相手と関わりたくない」等の理由から養育費について取り決めていないことや、取り決めていても遵守されていないということがあります。養育費の支払いとは別れて暮らす親としての当然の義務であるという認識がまだ浸透していないことも考えられることから、養育費の支払いについて社会的機運を高めていくことが必要です。養育費に関する情報提供に努めるとともに、関係機関・関係団体との連携強化を図り、養育費確保に向けた支援が必要です。

(2) 就業による自立に向けた支援

アンケート調査結果によると、ひとり親の約9割の人が就業しています。しかし、母子家庭がひとり親になる前は、働いていなかった人の割合が約4割であることから、結婚や出産等により、一旦は離職したが、ひとり親となってから、改めて働き始めた人も少なくないことが分かります。そして、母子家庭の現在の仕事の勤続年数は、1～3年未満が最も多く、半数以上が3年未満であることから、転職経験者が多いことが伺えます。雇用形態は、パート・アルバイトが約半数を占め、約7.5割の就労収入が200万円未満であることから、多くの人は非正規雇用で、就労収入が低いことが分かります。

父子家庭においても、ひとり親になる前となった後では、「正社員」「自営」の割合が減少しており、このことが就労収入に影響していることが考えられます。

母子家庭の就業支援として、平成21年度から母子自立支援プログラム策定事業を実施しています。一人ひとりの状況に応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所と連携を図り、就業のサポートを行っています。現下の厳しい雇用情勢の中、子育てと生計の維持という二重の負担を抱えるひとり親家庭にとっては、一層就業が厳しい状況となっていることを踏まえ、さらに事業の充実を図る必要があります。

アンケート調査結果によると、母子家庭が就業のため取得したい資格・技能は、パソコンが最も多く、ついで、医療事務となっています。商工観光課では、就職困難者に対し、地域就労支援コーディネーターによる就労相談やパソコン講座等の職業能力開発講座を実施しています。母子家庭の母の多くは、就業経験が少なかったり、結婚や出産等によって就業が中断していることが多く、子育ての問題が重なって、就職・再就職が困難になっていることがありますので、相談体制の充実やきめ細かな支援を図ることが必要です。

また、母子家庭の母に対し、就業に結びつきやすい資格取得を支援するため、自立支援給付金事業や、高等技能訓練促進費事業を実施しています。今後もより一層の活用を図り、資格を活かした就業に結びつき、経済的な自立に向けた支援を行っていく必要があります。

(3) 子育て支援、生活支援

アンケート調査結果によると、母子家庭の母の年齢層は、40歳～44歳が最も多く、ついで、35歳～39歳となっています。また、子どもの状況は、小学生が一番多く約半数、ついで、高校・高専約4割、中学生約3割、小学校入学前約2.5割となっており、様々な成長過程の子どもを子育て中であることが分かります。また、母子家庭のひとり親になってからの年数をみると、1年～5年未満が約4割、5年～10年未満が約3割であることから、ひとり親になった直後は、子どもの年齢が就学前や、小学生であることが多いことから、働きながら子育てする上で、欠かせない保育所や学童保育等は大変重要な役割を果たします。引き続き、各種保育サービスの充実やファミリーサポート等の子育て支援事業の充実を図る必要があります。

ひとり親家庭の親が、仕事と家事・育児の両立を図れるよう、仕事の都合や病気で家事・育児が困難な場合に、ホームヘルパーを派遣する事業を実施しています。

また、18歳未満の児童を養育している母が、様々な事情により児童の養育が困難な場合に、母子で入所できる母子生活支援施設への円滑な入所に努め、入所家庭の早期自立に向けた支援を行っています。今後も、安心して子育てと仕事が両立できるよう、各種制度について周知を図ることが必要です。

生活の基盤となる住まいについては、アンケート調査結果によると、母子家庭ではひとり親になる前では「持ち家」の割合は約3割ですが、なった後では1割未満に減っています。また、「親等の家に同居」の割合は、なる前は約1割ですが、なった後は約2.5割に増えています。現在は、5割以上の人は民間賃貸住宅に居住しており、家賃で困ったことのある人は約7割となっています。特にひとり親家庭になった直後は住居の確保が欠かせません。安価な家賃で住める公営住宅等への入居を求める人が多い中、なかなか入居できないことは、ひとり親家庭の生活の安定にとって、大きな課題となっています。引き続き、公営住宅の募集に関する情報提供に努めるとともに、母子家庭に対する公営住宅への優先的な入居を推進する必要があります。

(4) 生活の安定を図る支援

ひとり親家庭において、子どもを養育するための生活基盤を整えるため、様々な経済的支援を行っています。児童扶養手当等の支給、医療費の助成のほか、就学援助、各種減免事業等を行っています。特に母子家庭においては、児童扶養手当は生活を支えていく大きな収入源となっています。また、家計の厳しい状況で進学をあきらめることのないよう奨学金の貸付等各種貸付事業を行い、様々な場面で、生活の安定を図る支援を行うことが必要です。

(5) 人権尊重の社会づくり

私たちは、子どもも大人も、一人ひとりが尊重され、幸せに生きていく社会を築いていく必要があります。そのため、ひとり親家庭であることで差別されることなく、自分らしく生活基盤を形成し、安心して子育てできる環境を整備することが欠かせません。

ひとり親家庭が社会を構成する多様な家族形態の1つとして尊重され、その人権が侵害されることのないよう、自分らしくその個性や、意欲、能力を活かしながら自己実現できる社会をめざし、人権教育・人権啓発活動の推進を図ることが必要です。

第3章 計画の理念と施策の基本方向

1. 計画の理念

箕面市では、総合的な子育て支援策の方向性と具体的な施策を「箕面市新子どもプラン 箕面市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」に定めており、その中で、計画の基本理念を次のように定めています。

＜箕面市新子どもプランの基本理念＞

～子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして～

- ・子どもが明るくのびのび育つまちづくり
- ・子どもが輝くまちづくり
- ・大人と子どもの協働によるまちづくり
- ・安心して子育てができるまちづくり

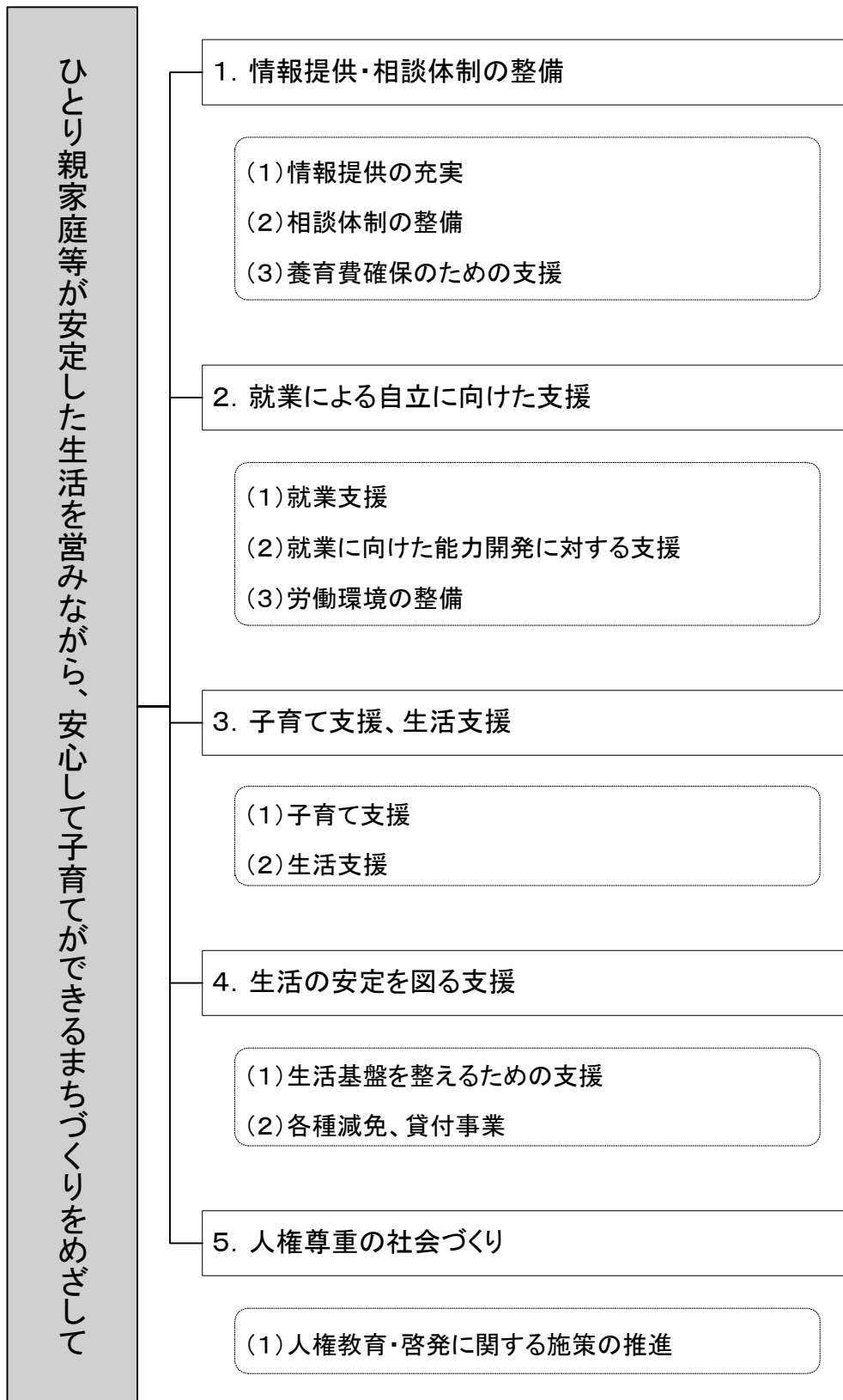
この計画においても、上記の「箕面市新子どもプラン 箕面市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」の基本理念をふまえるとともに、ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態の一つとして、自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるよう、施策を講じていくことが必要です。

このような考えから、次のように基本理念を定めます。

＜第二次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画の基本理念＞

～ひとり親家庭等が安定した生活を営みながら、
安心して子育てができるまちづくりをめざして～

2. 施策体系図



第4章 施策の展開

1. 施策の基本方向と主な事業

(1) 情報提供・相談体制の整備

ひとり親家庭等は、子どもの養育の問題、法的手続き、経済的な問題等、様々な不安や心配ごとを抱えています。そこで、ひとり親家庭等の個々の問題を解決するため、身近なところで相談や情報が得られるよう、また、必要に応じて各関係機関へつなぐことができる相談体制・情報提供の充実を図ります。また、養育費を確保できていない人が多い現状をふまえ、養育費確保に向けての啓発や情報提供・相談支援を行います。

① 情報提供の充実

ひとり親家庭等に関する制度や施策を周知し利用を促進するため、「広報紙やチラシ等を活用した情報提供」、「ホームページを活用した情報提供」により、必要な情報を様々な機会を通じて提供していきます。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
広報紙やリーフレット等を活用した情報提供	子ども支援課	ひとり親家庭等に関する支援制度、サービス等を必要な時に受けることができるよう、広報紙への掲載や、多様な媒体を活用し、各種制度・窓口等を情報提供する。	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭
ホームページを活用した情報提供	子ども支援課	各種制度やサービス、窓口等をホームページで情報提供する。	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭

② 相談体制の整備

母子家庭や寡婦家庭が暮らしの中で抱えている様々な不安や心配ごとを解消するため、「母子自立支援員による相談」、「市の女性相談」、「大阪府の女性相談センターの相談」による相談支援を行い、必要に応じて関係機関の支援につなぎます。また、相談支援体制の充実を図るため、方法や時間の工夫、人員体制の強化、関係機関との連携強化を進めていきます。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
母子自立支援員による相談	子ども支援課	母子相談（離婚前・離婚後）を実施する。 電話相談及び面接相談	母子家庭 寡婦家庭 など
市の女性相談	男女協働参画課	暮らしのなかの様々な不安や心配ごと（家族や職場の人間関係、夫からのDV、離婚後の生き方の不安等）を抱えていたり、自分らしい生き方を求めて悩んでいる女性のための相談を実施する。	母子家庭 寡婦家庭 など

大阪府の女性相談センターの相談	大阪府女性相談センター	女性が家庭や職場等様々な場面で抱える悩み（夫婦、家庭内のもめごと、夫の暴力、性の問題等）やトラブル（家に帰れない事情がある、テレクラや風俗産業で働くのをやめたい、売春を強要される等）の相談に応じる。	母子家庭 寡婦家庭 など
-----------------	-------------	---	--------------------

③ 養育費確保のための支援

子どもを養育しているにも関わらず、養育費の取り決めをしていなかったり、取り決めをしていても支払いが行われていない等、その確保が必ずしもできていない状況が多く見られます。養育費は子どもの健やかな成長にとって重要であることを啓発するとともに、その確保ができるよう養育費に関する情報提供・相談体制の整備を行います。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
養育費確保に関する啓発の推進	子ども支援課	養育費の制度や公的文書による取り決め方法等について、様々な機会に啓発を行う。	母子家庭 父子家庭
無料法律相談	市民サービス政策課	養育費の取り決めやその確保にあたっては、弁護士による法律相談等の専門相談を無料で実施する。	母子家庭 父子家庭 など

(2) 就業による自立に向けた支援

ひとり親家庭等においては、子育て等と両立させながら就職先を見つけ、就業を続けていく大変な困難が伴います。このため、それぞれの状況に応じてきめ細やかな就業支援ができるよう、母子自立支援員をはじめとする相談機能の強化や支援体制の整備を図り、安定した就業の確保に努めます。

① 就業支援

ひとり親家庭等が就業により自立することができるよう、ニーズや状況をふまえた就業相談や職業紹介を実施します。事業の実施にあたっては、公共職業安定所（ハローワーク）と連携しながらきめ細やかで継続的な支援に努めます。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
母子自立支援プログラム策定事業	子ども支援課	児童扶養手当受給者の就業と自立を支援するため、母子自立支援員が個々の状況に応じた自立・就業支援のためのプログラムを策定し、公共職業安定所等の関係機関との連携により就業支援の推進を図る。	母子家庭

地域就労支援事業の推進	商工観光課	働く意欲・就業希望がありながら、雇用・就業を妨げる様々な阻害要因を抱える就職困難者に対して、相談者に応じた就労支援を行い、雇用・就労につなげる。	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭 など
生活保護受給者等就労支援事業	生活福祉課	生活保護受給者の自立を支援するため、公共職業安定所と福祉事務所のコーディネーターにより本人の希望、能力、適正等を勘案し、選定された就労支援を実施する。	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭 など
無料職業紹介所	母子家庭等就業・自立支援センター	専門的な知識のある相談員により、就業相談から就職情報の提供、就業支援講習会の開催等、母子家庭及び寡婦家庭への一貫した就業支援サービスの提供を行う。	母子家庭 寡婦家庭

② 就業に向けた能力開発に対する支援

ひとり親家庭等が就業に必要な技能や知識を習得することができるよう、講座を開催するとともに、状況に応じて内容の充実を図ります。また、資格取得に取り組む母子家庭の母に対する受講経費や生活費の支援として、「自立支援教育訓練給付事業」、「高等技能訓練促進費事業」を実施します。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
就職能力開発講座等の実施	商工観光課	就職困難者等を対象に、就職支援パソコン講座、キャリア形成講座等を実施する。	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭 など
自立支援教育訓練給付事業	子ども支援課	児童扶養手当を受けている方、または本人所得が児童扶養手当を受給できる水準である母子家庭の母が、自立促進に有効な資格取得講座を受給する場合、1年分を限度にその費用の一部を受講終了後に支給する。	母子家庭
高等技能訓練促進費事業	子ども支援課	児童扶養手当を受けている方、または本人所得が児童扶養手当を受給できる水準である母子家庭の母が、受講年限が2年以上の養成機関で受講し、資格取得が見込まれる方に受講期間のうち一定期間について高等技能促進費を支給する。	母子家庭

③ 労働環境の整備

ひとり親家庭等の親の就業機会が確保されるよう、育児休業制度の充実や働き方の見直しに関して事業主等に啓発する際に、「ひとり親家庭等の親の雇用についての働きかけ」を行います。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
ひとり親家庭等の親の雇用についての働きかけ	商工観光課	市内の事業所が加入する箕面企業人権啓発推進員協議会を通じて事業主に啓発している。	市内の事業主

(3) 子育て支援、生活支援

ひとり親家庭は、子育てと生計をひとりの親が担うため、その両立が重要な課題となります。そこで、子育てと就業や就業のための訓練を両立することができるよう、子育てと生活面での支援を行います。

① 子育て支援

ひとり親家庭の親が、生計を支える就業やその準備に安心して取り組むことができるよう、「保育所の優先入所」として、ひとり親家庭の状況に応じて子どもの優先的な利用を促進します。そのほか、親の多様な就労形態に対応するため「多様な保育の実施」、地域における子育ての相互援助として、「ファミリー・サポート・センター事業」を実施します。また、家庭での養育が一時的に困難になった場合には、「子育て短期支援事業」による預かりを実施します。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
保育所の優先入所	幼児育成課	保育所の入所については、箕面市保育の実施に関する要綱において、ひとり親家庭の入所が比較的容易になるよう、保育の実施基準指数を策定し、優先的な利用を促進する。	母子家庭 父子家庭
学童保育実施事業	子ども支援課	保護者が共働き等の理由により、放課後家庭において保護者の監護が受けられない子ども及び支援の必要な子どもを対象に学童保育を実施する。 対象：市内の小学校1年生から3年生まで（ただし、支援の必要な子どもは6年生まで）	母子家庭 父子家庭 など
多様な保育の実施	幼児育成課	一時保育事業、病後児保育事業、延長保育事業、休日保育事業を実施する。	母子家庭 父子家庭 など
ファミリー・サポート・センター事業	子ども支援課	育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人とがお互いに会員となり相互援助活動を行う。対象となる子ども：生後57日から小学校6年生まで	母子家庭 父子家庭 など

子育て短期支援事業	子ども支援課	保護者が、疾病、出産、看護、冠婚葬祭等社会的事由により、一時的に子どもを養育できない時や、仕事が夜間にわたる場合や休日に不在の場合で、子どもの生活や、家事等のことで困ったとき等に、一定期間子どもを児童福祉施設で養育する。	母子家庭 父子家庭 など
地域子育て支援センター事業	子ども支援課	子育て支援センターを拠点として、子育ての悩みや不安を持つ子育て家庭に対して、子育て相談や各種子育て支援事業を実施する。	母子家庭 父子家庭 など

② 生活支援

ひとり親家庭の日常生活に支障が生じた場合に、家事援助を行う「母子・父子家庭ホームヘルパー派遣事業」を実施し、ヘルパーの確保や利用要件の緩和により事業の充実に努めるとともに、事業の周知を行い、利用を促進します。また、居住の安定を図るため、「市営住宅入居事業」「府営住宅入居事業」により、公営住宅への優先的な入居を推進します。また、様々な事情のため、家庭で子どもの養育が十分にできなくなった場合には、母子生活支援施設への円滑な入所に努め、入所家庭の早期自立に向けた支援を行います。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
母子・父子家庭ホームヘルパー派遣事業	子ども支援課	母子・父子家庭の自立を支援するため、仕事の都合や病気で家事・育児が困難な時にホームヘルパーを派遣する。（保育所送迎、食事の世話、幼児の世話、買物等） 対象家庭：児童扶養手当認定家庭もしくは同手当認定と同等の要件を満たす母子・父子家庭のうち、小学生までの児童を養育しており、ホームヘルパーの派遣を必要とする家庭	母子家庭 父子家庭
市営住宅入居事業	建築住宅課	市営住宅の入居募集では、母子家庭を対象に、当選倍率を優遇する。 募集期間：随時	母子家庭
府営住宅入居事業	建築住宅課 大阪府住宅供給公社	母子家庭を対象に、府営住宅の募集を行う。住宅の場所は市内とは限らない。 募集期間：総合募集年3回（5月、9月、1月のそれぞれ2週間程度）	母子家庭
母子生活支援施設入所事業	子ども支援課	配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた女性で18歳未満の子どもを養育しており、様々な事情のため、子どもの養育が十分にできない場合に子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設への円滑な入所に努める。また、入所家庭の早期自立に向けた支援を行う。	母子家庭

(4) 生活の安定を図る支援

世帯収入が少ないひとり親家庭等の生活の安定を図るため、給付事業や減免・貸付事業等を有効に利用できるよう支援を行います。

① 生活基盤を整えるための支援

母子家庭に対し「児童扶養手当給付事業」に関する情報提供に努め、適正な給付業務の実施を通じて自立の促進につなげていきます。また、手続きの際には、ひとり親家庭に関する制度や施設に関する情報提供を行います。そのほか、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため「ひとり親家庭等医療費助成実施事業」、就学支援として、「就学援助事業」による経済的支援を行います。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
子ども手当給付事業	子ども支援課	子ども手当制度に関する周知を図り、適正な支給業務を実施する。(平成22年4月以降、児童手当から子ども手当に変更)	母子家庭 父子家庭 など
児童扶養手当給付事業	子ども支援課	母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当制度に関する情報提供を行いながら、適正な支給業務を実施する。 児童扶養手当現況届等あらゆる機会をとらえて生活に関する相談や情報提供を積極的に行い、適切な自立支援に努める。	母子家庭 父子家庭 (平成22年8月以降父子家庭も対象の予定)
ひとり親家庭等医療費助成実施事業	介護・福祉医療課	ひとり親家庭の児童と、その児童を監護する父、母又は養育者の保険診療にかかる医療費を助成することにより、経済的な負担を軽減し、親子の健康の保持増進と福祉の増進を図る。	母子家庭 父子家庭
就学援助事業	学校管理課	経済的な理由で、公立小・中学校への児童・生徒の就学が困難な世帯に対し、費用の一部を援助する。	母子家庭 父子家庭 など

② 各種減免・貸付事業

児童扶養手当の支給を受けている母子家庭の生活費を支援するため、「各種減免事業」を実施します。また、「母子寡婦福祉資金貸付事業」、「母子福祉小口資金貸付事業」、「生活福祉資金貸付事業」、「生活援護資金貸付事業」により、ひとり親家庭等に様々な用途に応じた資金の貸付を行います。貸付事業の実施にあたっては、制度の周知に努めるとともに、適正な貸付業務の推進を図ります。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
各種減免事業	お客様サービス課 子ども支援課 生活福祉課	上・下水道料金の減免、学童保育料の減免、JR 通勤定期券割引、万博記念公園内施設の入園料金の優遇措置を行う。	母子家庭 など
母子寡婦家庭福祉資金貸付事業	子ども支援課	母子家庭の母と寡婦家庭の母を対象に生活の安定と向上を目的とする母子寡婦家庭福祉資金貸付制度の周知に努め、貸付相談・受付を実施する。	母子家庭 寡婦家庭
母子福祉小口資金貸付事業	箕面市母子寡婦福祉会	母子家庭・寡婦家庭に、緊急に必要な資金を大阪府母子寡婦福祉会連合会を通じて貸付を行う。	母子家庭 寡婦家庭
箕面市奨学資金等貸付事業	学校管理課	保護者が市内に住んでいて、高校等の修学が経済的に困難な学生に学資等を貸与する。	母子家庭 父子家庭 など
大阪府育英会	財団法人大阪府育英会	向学に富みながら、経済的理由により修学が困難な方に奨学金及び入学資金を貸付ける。大阪府内に住所を有する方に限る。	母子家庭 父子家庭 など
日本学生支援機構	独立行政法人 日本学生支援機構	大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・大学院に在学している学生等、または高校を卒業または卒業予定で大学等へ進学を希望している学生等で、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な方に奨学金を貸与する。	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭 など
生活福祉資金貸付事業	箕面市社会福祉協議会 地域福祉課	他から融資を受けることが困難な低所得者世帯等を対象に、安定した生活を送れるようにすることを目的に貸付を行う。	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭 など
生活援護資金貸付事業	生活福祉課 生活保護担当	低所得の方に、生活を圧迫する臨時の支出に対し、つなぎ資金として一定額を限度に無利子で貸付ける。一定の所得があり貸付により自立更正の効果をあげると認められる世帯が対象。	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭 など

(5) 人権尊重の社会づくり

① 人権教育・啓発に関する施策の推進

ひとり親家庭等が生活を送る上で、不当な差別や偏見により人権を侵害されることなく、すべての人がその個性や、意欲、能力を活かしながら自己実現を図ることができる社会、また、人権を尊重するまちづくりをめざし、人権教育・人権啓発活動の推進を図ります。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
人権教育・啓発の推進	人権国際課 人権教育課 子ども支援課	ひとり親家庭等も含めて多様な家族形態、生活形態があることが市民一人ひとりに理解され、尊重されるよう、広報、情報誌等を通じて市民意識の啓発に努めるとともに、家庭、地域、学校等を通じて、すべての人の基本的人権を尊重する人権教育、人権啓発を推進する。	市民
男女協働参画社会の推進	男女協働参画課	男女がともに責任を分かち合い、個性と能力を十分発揮できる男女協働参画社会の実現のための啓発を促進する。	市民

第二次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画
平成22年（2010年）3月

発行：箕面市教育委員会 子ども部 子ども政策課

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1

TEL：072（723）2121（代表） FAX：072（721）9907

再生紙を使用しています

印刷物番号

21-55
